

大阪市告示第387号

次の施設に係る利用料金について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第16条の2第3項の規定に基づき、次表のとおり承認したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

令和8年3月25日

大阪市長 横山英幸

1 代行公園、大阪城野球場等、長居陸上競技場等、靱庭球場等又は鶴見緑地球技場等を占有する場合の利用料金

種別		単位	期間	利用料金
競技会その他これに類するもの		1 場所	1 時間	1,340円
集会その他これに類するもの	会費または入場料を徴収しない場合	100 平方メートル	3 時間	1,150円
	会費または入場料を徴収する場合			2,330円
営業のための占有	露店営業その他これに類するものための占有	1 平方メートル	1 日	240円
	ロケーションのための占有	1 回	2 時間	10,870円
広告物掲出のための占有	競技会、集会、展示会その他これらに類する催しの際広告物を掲出する場合	広告物 1 枚の表示面積 1 平方メートル	1 日	3,170円
	その他の場合		1 年	8,500円

2 実施年月日 令和8年4月1日から

(建設局公園緑化部調整課)